

# 名古屋港管理組合公報

平成15年8月1日  
(金曜日)  
第311号

目次	
告示	
○港湾施設の使用再開……………	1
訓令	
○公報発行規程の一部改正……………	2
雑報	
○名古屋港管理組合海の日記念式典表彰……………	2

## 告示

**名古屋港管理組合告示第45号**  
平成14年名古屋港管理組合告示第40号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年7月1日から使用を再開した。  
平成15年8月1日  
名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 松原 武久

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
稲永ふ頭北A荷さばき地 (稲北A)	1 <sup>級</sup>	15号岸壁及び16号岸壁背後	平方メートル 958	区画1及び2

**名古屋港管理組合告示第46号**  
平成15年名古屋港管理組合告示第5号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年7月1日から使用を再開した。  
平成15年8月1日  
名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 松原 武久

施設の種類 上屋附属詰所  
区画を定めた上屋附属詰所

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
稲永ふ頭北3号上屋 附属詰所 (稲北3号)	専用使用	2 <sup>級</sup>	名古屋市 港区潮風町	平方メートル 21	コンクリート ブロック造り	B	稲永ふ頭北3号上屋 西側隣接南部分	平方メートル 21

**名古屋港管理組合告示第47号**  
平成14年名古屋港管理組合告示第4号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年8月1日から使用を再開する。  
平成15年8月1日  
名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 松原 武久

施設の種類 荷ばき地  
区画を定めた荷ばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
空見ふ頭南B荷ばき地 (空見南B)	1 <sup>級</sup>	50号岸壁及び51号岸壁隣接	平方メートル 1,456	区画2、3及び4

## 訓 令

### 訓令第十号

組合内一般  
公報発行規程(昭和三十八年訓令第五号)の一部を次のよ  
うに改正する。

平成十五年八月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第二条第一項中「企画調整室にあつては企画調整室担当課  
長(調整担当)、建設部総合開発室にあつては建設部総合開  
発室担当課長(再開発担当)に限る。」及び企画調整室環境保  
全センター所長」を、「企画調整室環境保全センター所長及び  
事務所長」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の依頼書には、原議により浄書校合した原稿二部を  
添付しなければならない。

第三条中「とりまとめ」を「取りまとめ」に、「(昭和三  
十八年訓令第七号)第五条第一号」を「(平成十五年訓令第四号)  
第七条第一号」に改める。

第四条を次のように改める。

(校正)

**第四条** 公報の校正は、総務課長及び事務主管課長が行う。

2 事務主管課長は、公報の校正を終わつたときは、直ちに  
総務課長に校正文書を送付しなければならない。

3 総務課長は、公報の校正が完了したときは、校正文書の  
余白に「校了」と朱記しなければならない。

第五条を次のように改める。

(公報登載印)

**第五条** 事務主管課長は、公報登載があつたときは、総務課  
において当該公報登載に係る原議に公報登載印(別記様式  
第二)の押印を受けなければならない。

別記様式第一中「密」を「密」に、「主任課長 印」を「事  
務主任課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十五年八月一日から施行する。

## 雑 報

平成15年7月21日に、名古屋港の親しまれる港づくり、海  
事文化思想の普及に関し顕著な功績のあった下記の団体が表  
彰されました。

### 記

(親しまれる港づくり功勞) 日本海洋少年団愛知県連盟  
(海事文化思想普及功勞) 株式会社中日新聞社

発行所 名古屋港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合